申告書の提出期限の延長の処分等の届出書・承認等の申請書

受付印	整理番号	

令和　年　月　日 知事殿	※処理事項	発信年月日			
		通信日付印	確認		

所在地及び電話番号	〒 （電話　　）
（ふりがな） 法人名及び法人番号	（法人番号）
（ふりがな） 代表者氏名	
経理責任者氏名	
資本金の額又は出資金の額	円

法人税に係る申告書の提出期限の延長の処分等の届出（道府県民税関係）

令和　年　月　日から
令和　年　月　日まで
の事業年度分／連結事業年度分から法人税の確定申告書／連結確定申告書の提出期限の延長について

- □ 下記のとおり延長の処分があった
- □ 下記のとおり指定があった
- □ 下記のとおり指定に係る月数が変更された
- □ 指定が取り消された
- □ 下記のとおり延長の処分を受けている法人と連結して法人税を納めることとなった

ので届け出ます。

記

確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の延長期間	（　　）月間
指定を受けた月数	（　　）月間
変更後の指定に係る月数	（　　）月間

事業税等に係る申告書の提出期限の延長の承認等の申請

令和　年　月　日から
令和　年　月　日まで
の事業年度分から事業税及び特別法人事業税又は地方法人特別税の申告書の提出期限の延長をし、又は指定、指定の取消し若しくは指定に係る月数の変更を受けたいので申請します。

1　申告書の提出期限の延長期間

（1）申告書の提出期限が延長されていない法人
- □ 申告書の提出期限の延長をしたい場合（次に掲げる場合を除く。）　1月間（連結申告法人は2月間）
- □ 申告書の提出期限の延長及び指定を受けたい場合　（　　）月間

（2）申告書の提出期限が1月間（連結申告法人は2月間）延長されている法人
- □ 指定を受けたい場合　（　　）月間

（3）指定を受けている法人
- □ 指定の取消しを受け、申告書の提出期限の延長期間を1月間（連結申告法人は2月間）としたい場合
  - 取消し前（　　）月間
- □ 指定に係る月数の変更を受けたい場合
  - 変更前（　　）月間
  - 変更後（　　）月間

2　各事業年度終了の日から2月以内（指定を受けようとする場合には、事業年度終了の日から3月以内）に決算についての定時総会が招集されない理由（連結申告法人にあっては、各事業年度終了の日から2月以内（指定を受けようとする場合には、事業年度終了の日から4月以内）に連結親法人の決算についての定時総会が招集されない理由又は連結親法人が連結所得の金額の計算を了することができない理由）

3　根拠条文
- □ 地方税法第72条の25第3項又は第5項（これらの規定を同法第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含む。）
- □ 地方税法第72条の25第3項第1号又は第5項第1号（これらの規定を同法第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含む。）
- □ 地方税法第72条の25第3項第2号又は第5項第2号（これらの規定を同法第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含む。）
- □ 地方税法施行令第24条の4第1項（同令第24条の4の3第1項において準用する場合を含む。）

4　添付書類等
- □ 定款等の写し
- □ その他（　　）

連結親法人の本店所在地及び電話番号	〒 （電話　　）
（ふりがな） 連結親法人の名称及び法人番号	（法人番号）
関与税理士署名	（電話　　）

◎「法人税に係る申告書の提出期限の延長の処分等の届出（道府県民税関係）」及び「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の承認等の申請」は、それぞれ届出又は申請の期限が異なるので留意してください。